

平成 29 年度 第 6 回猿払村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 29 日 (月) 11 時 00 分から 11 時 30 分
2. 開催場所 猿払村役場 3 階 委員会室
3. 出席委員 (6 人)

会長	10 番	円丁会長
委員	1 番	水野委員
	3 番	早坂委員
	4 番	港 委員
	7 番	木村委員
	8 番	森 委員
4. 欠席委員 (4 人)

	2 番	羽鳥委員
	5 番	大武委員
	6 番	仲野委員
	9 番	宮尾委員
5. 議事日程
 - 第 1 会期決定
 - 第 2 会議録署名委員の指名について
 - 第 3 事務報告
 - 第 4 議案第 1 号 農地法 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について
 - 第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見について
 - 第 6 議案第 3 号 現況証明願いについて
 - 第 7 その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林局長
事務局次長	浮中次長
農地係長	林係長

協議会臨時総会を札幌市にて開催してございます。出席者につきまして早坂委員の方が代理出席として対応してございます。平成29年12月1日付けで根室管内の別海町農業者年金協議会の理事及び平成29年12月4日付け、檜山管内の今金町の農業者年金協議会の理事が本会議の理事を辞任したということに基づく欠員の補充の総会を行ってきております。根室管内、別海町に変わりました根室市の農業者年金協議会の会長さんが理事に変わったのと、檜山管内今金町の農業者年金協議会の代わりに、せたな町の農業者年金協議会の会長が就任となったということになってございます。続いて1月24日から1月25日、全道農業者年金研究会が札幌市にて開催されてございます。早坂委員と私が出席をしております。内容につきましては、「人こそ資源、人を育て、地域を育む」いうことを題にした講演を石田コンサルタントオフィス代表石田氏より講演を聞き、その後農業者年金協議会理事長であります中園氏より、年金の今の情勢の報告をいただいております。続きまして1月25日から1月26日、農業委員会活動強化研修会を札幌市にて開催されてございます。こちらについては私の方で出席をさせていただき、担い手の確保、育成と円滑な経営継承についてということで、北海道大学大学院柳村教授より講演を行い、そのあと、富良野市の農業担い手育成機構の取り組みについての事例発表を聞いてきてございます。内容については以上です。

円 丁 会 長

事務報告についてご質問等ございませんでしょうか。
なければ議事に入ります。

日程第4議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

小 林 局 長

日程第4議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたのでご審議願います。平成30年1月29日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。

内容につきましては法人4社の1年間の決算報告となってございます。こちらにつきましては中身について皆さんに目を通していただくのに、何分か時間をいただいて、チェックをしていただければというふうに思います。

一 同

(内容資料の閲覧)

円丁会長 異議なしと認めます。よって、日程第5議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを原案どおり可決決定いたします。

日程第6議案第3号、現況証明願いについてを議題といたします。内容についての事務局より説明いたします。

小林局長 日程第6議案第3号、現況証明願いについて。下記のとおり現況証明願の提出がありましたのでご審議願います。平成30年1月29日提出、猿払村農業委員会会長円丁辰夫。

今回、現況証明願の申請があがった件につきましては、ここに記載されてます4件となっております。1カ所目につきましては浜猿払、地番184の7番地、公簿地目といたしまして畑、面積2,581㎡、所有者といたしまして〇〇〇〇さん。続きまして芦野217の3、公簿牧場で、面積19,807㎡、所有者につきましては申請者〇〇〇〇さんになってございます。3番目、芦野131の21番地、牧場の2,196㎡。こちらにつきましては〇〇〇〇さんの所有となっております。4番目、浜猿払184番地の5、地目畑、面積1,076㎡、所有者につきましては、申請者〇〇〇〇さんとなっております。別紙のですね、附属資料の見出し3号に、1枚目から上の方に住所番号が書いてございます。その住所番号のところは赤く標しをされているところがございます。それが4枚添付されてございますので現地確認についてはこちらの方で確認をしたいなという形でございます。内容については以上です。

円丁会長 ただいまの件について質疑を承ります。

林係長 中身についてちょっと説明させていただきますけども、この4件ですね、今、小型の風力発電を建てると割と単価が高い金額で電力を買い取っていただく、そういう制度を経済産業省の方で出してる制度がありまして、その風力発電会社がですね、この辺に建てたいっていうふうに考えているのが浜猿払の風力発電の付近。それから芦野のシェルターよりちょっと浜猿に行っところの海側の土地ですね。で今回この現況証明願いがあがってきた理由としましては、その風力発電会社から土地の所有者にこういう風力発電どうですか、というのを声掛けしているみたいなんですけども、条件としてまず農業振興地域整備計画、いわゆる農振っていう枠から外れていることが条件になります。それと現況なるべく農地でないというところになります。と、登記簿上が畑とか牧場でないこと、というのも1つの条件になるらしい。こ

の現況証明願、現況証明書を以ってまず登記簿上の地目変更をかけたいと、いうことでの現況証明の申請ということになっております。今建ってる風車、大きいのが2基と小さいのが4基あると思うんですけど、その中間ぐらいの、プロペラが1番上に行った状態で約30メートルから34メートルぐらい。定格出力が20kwh、この出力未満の風力発電であれば平成29年度の単価で1kw55円という固定価格で買い取ると。でこの規模だと環境アセスっていうのも要らないし、ということになっているそうですね。で、土地の提供者は売るのではなくてあくまで貸す。その貸し付け、賃貸料で一定の、20年間もらい続けることができるというふうになっているそうです。

森 委 員 これは、実績のある会社なの？

林 係 長 実績は北海道では聞いてないんですけども、あの〇〇〇〇って会社らしいんですけども、ホームページを見ると、北海道ではどうだったかな、ちょっとごめんなさいうろ覚えなんですけども、あの、実績はあるらしいですね、今真新しく初めて始めようというところではないそうです。

早 坂 委 員 ちょっと農業委員会初めてなもんだから分かんないんだけどさ、現況証明願いってことは、ここにある利用状況の部分でこういうような状況だということを農業委員会が認めるっていうこと？地目は今現在畑なんだけど実際は原野ですよと、いうことを農業委員会が認めるということですよ？それ以外の部分は関係ないんだよね？

小 林 局 長 関係ないです。

円 丁 会 長 利用状況として原野であることを認めれば、もう風力発電は建つということですか？

林 係 長 この場ではまず、現況はそれぞれ申し出のとおり原野だとかに認めますよということと終わるんですよ。それで、事務方で現況証明書というのを本人にお渡しするんで、本人はその現況証明書を以って法務局に地目変更登記っていうのをしなければいけないんですね。最終的にはその地目変更登記をするために、現況証明がほしいということになるので。

森 委 員 現況証明を我々が出せば、その後のことは本人と法務局の話しであって、それ以降は我々はもう管理しないということだよ。

林 係 長

そうです。

現況証明書を貰っても法務局へ行かないと何にもならないですし。で、登記を変えたからじゃあ建ててもいいですよってならないですし。あくまで、いろんな条件がある中の1つに登記簿上が畑じゃだめですよ。本当に、数あるものの条件をクリアするための手続きの一つと。

森 委 員

これ現状でもうずっと畑として使用はされてないわけだから。

小 林 局 長

本来はね、現地に行ってみなきゃならないんですけど、なにせここ冬、雪あるんで。なかなかそれをまた、雪溶けるまで待つて下さいっていうわけにもなかなかいかないんで。まあ航空写真なりで判断をしてもらってというしかないんですけど。あとは地元、昔の人にその話を聞くというような形で。

森 委 員

まあ地元の人だったらあの辺がどういう状況かっていうのは大体、詳しくは見てなくても大体分かるところだから。

円 丁 会 長

質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

一 同

(異議なしの声)

円 丁 会 長

異議なしと認めます。よって、日程第6議案第3号、現況証明願いについてを原案どおり可決決定いたします。

日程第7その他。その他として事務局から何かありますか。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

なければ、これで第6回の農業委員会総会を終了いたします。本日は御苦労さまです。

議 長 円 丁 辰 夫 

会議録署名委員 水 野 正 継 

会議録署名委員 早 坂 裕 